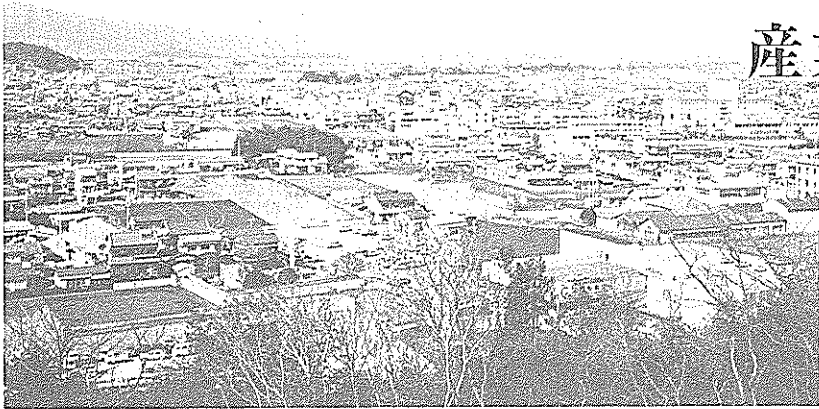


昭和63～65年度

南国市実施 産業文化都市



残り一部、大浦中・乙の住民表示を順次実施。六十五年度中には後免駅を中心とした地域の住居表示を行う。

また、十市地区の県住宅公社による近代的街区の整備、岡豊地区では文教地域としての街づくりとそれを有機的に形成する都市基盤の整備を図ります。

道路網の整備

幹線道路については、四国横断自動車道の早期完成を県や関係市町村と国に強く働きかけるとともに、高知東道路の犬崎までの延長と全線四車線化、春野・赤岡線のバイパス工事の整備促進を要望していきます。

本市の道路網は、高速道とそのアクセス道路、空港への道路網、将来の高知新港への道路網などの整備が進んでいますが、このような幹線道路網と全市域を有機的に結び付けるためには、市道の整備を図ることが必要です。このため、従来の市道整備の事業形態を改め、重点的な予算配分による集中投資で取り組んでいきます。

また、効率的な道路行政推進のために、市民の理解と協力を得て美観と快適な環境の保持、管理区分の明確化と、未登記の処理の完了を促進。

都市計画街路については、特に中心市街地の骨格となる駅前線の施行のため、地域の土地利用計画を定めた実施の方法を検討します。

交通運輸

生活圏の拡大、生産活動の広域化などによる交通需要に対処するため、効率的で総合的な交通体系の整備を推進します。

情報、通信

情報化時代の到来により、情報量はますます増大しています。情報



整備が進む広域農道（片山）

報的確、迅速に分析し、行政に反映していくためには電算の高度利用が不可欠ですが、委託処理では個人情報保護の見地からも好ましくないため、自己導入を積極的に進めていきます。

防災

「南国市防災計画」に基づいて、各分野にわたる点検、訓練などを実施します。

国分川、下田川における中小河川改修事業、高潮対策事業などを、県に要請。中小河川の改修、しゅんせつ、公共下水道の整備促進と併せて浸水被害の防止と流水確保に努めます。

また、防災活動が迅速に行えるように情報収集体制を整備、市民の防災意識の高揚、防災知識の普及のために定期的に防災訓練を実施していきます。

実施 計画

計画を策定 の建設を目指して

昭和六十年に市政を総合的、計画的に推進するため、基本構想である「南国市総合計画」を策定しました。この基本構想では、二十一世紀にふさわしい市民生活と産業文化都市行政を展望し、

①人間味あふれる豊かな都市
②優れた歴史と伝統を守り、文化の香り高い都市
③自然との調和のとれた活力ある産業都市

を基本目標として、将来の都市像を描き、財政再建、同和対策の推進、教育施設の充実、企業誘致の達成などについてこれからの南国市が進むべき基本的な方向を定めました。しかし、社会経済情勢の変化に伴い、今後の市政運営にあたっては、地方自治体の置かれている行政状況をじゅうぶん認識し、あわせて時代の変化や進展に伴って生じる新たな行政需要、課題に際していくため、昭和六十三年度を初年度とする三カ年の実施計画を策定、市民とともに産業文化都市の建設を目指して取り組みを進めていきます。広報では、この実施計画を三回に分けて紹介していきます。

実施計画の概要

実施計画では

- ①市発展の基礎づくり
- ②快適な生活環境都市づくり
- ③活力ある産業都市づくり
- ④支えあう健康・福祉都市づくり
- ⑤市民とともに伸びる教育・文化都市づくり

を目標として計画の実現を目指します。

このための事業の選択は、市民の意向や本市を取り巻く状況などをふまえ、事業の重要性、緊急度、効果、地域の実態などを総合的に

検討して実施。

また、計画にあたっては、本市の行政状況をじゅうぶん認識し、財政力の範囲内で市が事業主体となるものを中心に投資の事業について計画しました。

その実施については最大限の努力をしなければなりません。社会経済情勢は極めて流動的であり、計画の進行、新しい行政需要への対応など、財政の健全性も配慮して、計画の調整、見直しを行い、弾力的に対応します。

施策別実施計画の事業費（投資的経費）

区 分	事業費	一般財源	構 成 比	
			事業費 %	一般財源 %
計	22,020,324	3,521,192	100.0	100.0
地 策	市 発 展 の 基 礎 づ くり	1,332,700	6.1	19.9
	快 適 な 生 活 環 境 都 市 づ くり	8,898,769	40.4	40.4
	活 力 あ る 産 業 都 市 づ くり	1,166,395	5.3	10.8
	支 え あ う 健 康 ・ 福 祉 都 市 づ くり	8,377,867	38.0	6.9
	市 民 と と も に 伸 び る 教 育 ・ 文 化 都 市 づ くり	2,244,593	10.2	22.0

市街地整備

県下第二の都市としての都市機能を高めるため、中心市街地の開発・整備に積極的に取り組み、活力ある都市機能の拠点として整備を進めます。

そのために今後、

○六十三年度に現況調査と基本計画の案をまとめ、それにより地域住民と実行可能な既存市街地の整備について協議、検討する。

○東崎、廿枝、後免町の

市発展の基礎づくり

土地利用

土地利用にあたっては、公共の福祉を優先させ、災害を防止し、自然環境の保全を図りながら、市民が安全で快適な生活と効率的な社会活動が営める場の確保と市政の均衡ある発展を図ります。

中心市街地は、家屋が密集し、各戸の敷地面積が狭く、建ぺい率も高くなっており、用地買収にも多額の経費が必要となります。そこで、六十三年度から中心市街地の現況調査本計画案をもとに、実施計画をまとめます。